平成２９年（フ）第４５号
静岡県掛川市大池2762番地の１　プローテＡ203（旧住所静岡県掛川市秋葉路29番地の３）
破産者　左田　修一
１　決定年月日　平成30年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２９年（フ）第１５８号
愛知県豊田市御幸本町３丁目23番地、住民票上の住所愛知県豊田市御幸本町７丁目139番地
破産者　堀　　孝利
１　決定年月日　平成30年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第５７号
愛知県碧南市石橋町２丁目58番地
破産者　高松　　淳
１　決定年月日　平成30年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第８４号
愛知県碧南市吹上町３丁目21番地８
破産者　居酒屋倶楽部常滑本店こと　鈴木英五郎
１　決定年月日　平成30年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第２３号
徳島県三好市池田町中西ホリ1163番地
破産者　横川　真吾
１　決定年月日　平成30年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所美馬支部

平成３０年（フ）第１１４号
北九州市八幡西区医生ケ丘６番１―304号
破産者　永見　雄二
１　決定年月日　平成30年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第１３１号
熊本市西区二本木４丁目６番32号
破産者　泉　とみか
１　決定年月日　平成30年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１４６号
熊本市中央区南熊本４丁目５－５　西里アパート102、住民票上の住所奈良県御所市大字三室634番地の17（前住所）奈良県御所市大字三室666番地の29
破産者　杉本眞幸人
１　決定年月日　平成30年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第９３号
大分県別府市大字鶴見4368番地の16
破産者　橋浦　　拓
１　決定年月日　平成30年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１０７号
埼玉県越谷市蒲生茜町21番地５　トータスハイム203
破産者　山本　陽子
１　決定年月日　平成30年６月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第９６号
埼玉県上尾市栄町10番９号
破産者　石塚　　明
１　決定年月日　平成30年６月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１１８号
岐阜県羽島郡笠松町円城寺2265番地
破産者　河田　智弘
１　決定年月日　平成30年６月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第７９号
岐阜市島田中町54番地、前住所岐阜市島田東町52番地
破産者　藤澤設備工業こと　藤澤　英治
１　決定年月日　平成30年６月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第１９０号
北海道江別市野幌代々木町41番地の２
破産者　五十嵐琢也
１　決定年月日　平成30年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２９０号
北海道江別市新栄台18番地の３
破産者　吉田　貴宏
１　決定年月日　平成30年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１７号
茨城県坂東市みどり町３番４号　フレグランス島原Ｂ棟102
破産者　住谷　健一
１　決定年月日　平成30年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第２４０号
茨城県坂東市逆井3137番地11
破産者　新谷　　豊
１　決定年月日　平成30年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成３０年（フ）第８号
神奈川県横浜市港北区岸根町337番地１　ヴェルジェ・コリーヌＤ201、前住所茨城県猿島郡境町大字志鳥1201番地
破産者　粕川　将春
１　決定年月日　平成30年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部